

飼養衛生管理基準の見直しに係る今後の進め方 (案)

家畜衛生部会を開催（諮問） <u>論点出し</u>	基準のあり方について 論点出し（諮問）
牛豚等疾病小委における審議 （数回）	基準の改正案を議論
大臣から都道府県知事への 意見照会 （並行して）	家伝法第12条の3第4項 の規定に基づく意見照会 （1か月）
パブリックコメント	（1か月）
家畜衛生部会を開催 意見の取りまとめ	これまでの意見の 取りまとめ
家畜衛生部会を開催（答申）	飼養衛生管理基準の 見直しについて答申
官報掲載・施行	

豚コレラ・アフリカ豚コレラ対策の強化について － 飼養衛生管理基準等の改正について（案）－

令和元年10月3日
農林水産省
消費・安全局
動物衛生課、畜水産安全管理課

1 背景

飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則別表第2。以下「基準」という。）は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が最低限守るべき衛生管理の方法を規定しているものであり、家畜伝染病予防法第12条の3第3項に基づき、少なくとも5年ごとに再検討を行い、必要があると認めるときは、これを改正することとされている。

現行基準が平成29年1月に施行されて以降、豚コレラの国内での発生及びアフリカ豚コレラの近隣諸国での発生による国内への侵入リスクの増加を踏まえ、国内での発生防止のためには、飼養衛生管理の高度化が最も重要な課題であるとの認識に立って、目指すべき飼養衛生管理の姿、義務化対象としての基準のあり方についても御議論いただいた上で、基準の改正を検討する。（豚、イノシシを中心に、その他の畜種の基準も併せて改正を検討。）

また、本年7月に東京で開催されたOIEアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合において、食品残さの飼料利用に際して適切な規制・管理が重要であるとの考えが合意されたこと等を踏まえ、食品残さ利用飼料に係る規定については、基準及び飼料安全法関連規則（※1）の改正を検討する。

※1 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年4月法律第35号）」に基づく「飼

2 基準等改正の方針(案)

飼養衛生管理基準のあり方、基準遵守のための課題等に関する御議論も踏まえて、現時点で想定している主な改正事項は、以下のとおり。

- (1) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする人・物品・車両等による病原体の侵入防止措置(更衣前後の交差汚染防止等)。
- (2) 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用における適正な処理及び管理(※2)。
- (3) 防護柵の設置等による農場への野生動物の侵入防止措置、防鳥ネット等の設置による畜舎又は堆肥舎等への野生動物(野鳥、小動物等)の侵入防止措置。
- (4) 他の農場等における伝染性疾病の発生時における、畜舎外における家畜の移動方法の制限。
- (5) 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底。

※2 適正な処理は以下のとおり。(飼料安全法関連規則の改正内容を含む。)

- ① 攪拌しながら90℃以上で60分間以上、121℃以上3気圧で10分間以上又はこれらと同等以上の効果を有する加熱処理を行うこと。(国際基準に整合した加熱処理基準)
- ② 加熱処理後の飼料について、加熱処理前の原料との間での交差汚染防止措置を講じること。

3 今後のスケジュール(案)

- (1) 牛豚等疾病小委員会において、基準等の改正の方針について議論いただき、その議論の結果を家畜衛生部会に報告。
- (2) 家畜衛生部会から基準の改正の方針について答申を得た後、所要の手続きを経て、速やかに飼養衛生管理基準を改正。
- (3) なお、飼料安全法関連規則の改正については、農業資材審議会飼料分科会(及び飼料分科会飼料安全部会)に牛豚等疾病

小委員会における議論の結果を報告した上で審議いただく。
飼料分科会から答申を得た後、所要の手続きを経て、速やかに飼料安全法関連規則を改正。

(以上)

○家畜伝染病予防法(昭和26年法律166号)(抄)

(飼養衛生管理基準)

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理(第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。)の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)を定めなければならない

2 (略)

3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

4 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

(指導及び助言)

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条の六 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯

- 平成 15 年 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会
→日頃からの畜産農家における飼養に係る衛生管理の徹底を、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとした。
- 平成 16 年 飼養衛生管理基準の制定
→畜舎等を清潔に保つこと、車両消毒、手指・靴の消毒、家畜の健康観察等、基本的な 10 項目を策定。
- 平成 22 年 国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生
口蹄疫対策検証委員会等の専門家委員会
→飼養衛生管理の更なる徹底が家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防ぐために重要であると指摘。
- 平成 23 年 飼養衛生管理基準の改正
→衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却等の準備、通報ルールの作成等、大幅な拡充。併せて、農林水産大臣は、少なくとも 5 年ごとに基準の再検討を加え、必要があると認めるときはこれを改正することを規定。
- 平成 29 年 飼養衛生管理基準の改正
→家畜の死体及び排せつ物を移動する場合の適切な措置、生肉が含まれる可能性がある食品循環資源の加熱処理確認、家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止、基準の全項目を法第 12 条の 4 に基づく報告の対象とするよう、報告事項を追加。

飼養衛生管理基準（平成16年 9 月制定）

－対象家畜（牛、豚、鶏）－

1. 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
2. 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
3. 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
4. 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
5. 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
6. 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
7. 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
8. 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
9. 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
10. 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

飼養衛生管理基準（豚、いのしし）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
II 衛生管理区域の設定 2 衛生管理区域の設定	2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、

	衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。
6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。
7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
10 処理済みの飼料の利用	10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理が行われたものを用いること。
IV 野生動物等からの病原体の侵入防止	
11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
12 飲用に適した水の給与	12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
13 家畜の死体の保管場所	13 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
V 衛生管理区域の衛生状態の確保	
14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	14 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

15 空舎又は空房の清掃及び消毒	15 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
16 密飼いの防止	16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処 17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	17 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
19 毎日の健康観察	19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
20 家畜を導入する際の健康観察等	20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異

	状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
21 家畜の出荷又は移動時の健康観察	21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
Ⅶ 埋却等の準備 22 埋却等の準備	22 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
Ⅷ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 （１）衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

	(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢
IX 大規模所有者に関する追加措置 24 獣医師等の健康管理指導	24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
25 通報ルールの作成等	25 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ（概要）

令和元年8月8日
農林水産省
拡大豚コレラ疫学調査チーム

1 調査の目的と方法

（1）調査の目的

豚コレラウイルスの海外からの侵入要因と農場及び豚舎内への侵入要因を究明し、当該要因を遮断するための対策を提示すること。

（2）調査方法

① 発生直後の立入調査

各発生農場について、発生後速やかに、飼養衛生管理の状況や農場周囲の状況を確認するための立入調査を実施。

② 分離ウイルスの性状分析

ウイルスの病原性などを検証するため、感染豚から分離された豚コレラウイルスを用いた感染試験を実施。また、発生農場や感染イノシシから分離されたウイルスについて、遺伝学的な観点から、ウイルス間の関連性について分析するため、これらのウイルスについて遺伝子解析を実施。

③ 各発生農場のウイルス侵入時期の推定

各発生農場における遺伝子検査や血清抗体検査の結果と、立入調査時に農場飼養管理者から聞き取った、農場での発症状況などから総合的に判断。

④ 発生農場及び豚舎への侵入ルートの推定

上記①から③までで収集・分析した情報及びイノシシでの感染確認状況の情報等をもとに、28例目までの発生事例について、発生農場及び豚舎への侵入ルートを検討。

2 調査結果

（1）分離ウイルスの遺伝子学的性状分析

今回の発生農場及び野生イノシシから分離されたウイルス株は、過去に我が国で分離された株や我が国で備蓄しているワクチン株とは異なり、遺伝子亜型 2.1d に分類。2.1d に属するウイルスは、近年、中国国内で発生している、弱い病原性を示す豚コレラの原因であることが報告されているが、中国以外の東アジア地域の各国では流行株の解析が進んでいないため、近縁の株による発生が周辺国で起こっている可能性は否定できない。したがって、2018年の国内発生例で分離され

たウイルスは、中国又はその周辺国から侵入したウイルスであると推定される。

(2) 分離ウイルスの病原性解析

感染試験の結果、1 例目及び 11 例目の発生農場で分離されたウイルス株は、病原性が強毒株よりも低いことが確認された。合わせてイノブタの感染実験を行った結果、イノブタと豚の臨床症状に顕著な差は認められなかったが、豚 3 頭がすべて生残したのに対し、イノブタは 3 頭中 2 頭が 2 週間以上の経過を経て死亡した。経口ワクチンを投与しておいたイノブタ 3 頭は、ウイルスによる攻撃後も何らかの症状を示すことはなかった。

(3) ウイルスの免疫学的性状分析

1 例目の発生農場で分離されたウイルス株に対する我が国で備蓄されている豚コレラワクチンの有効性を評価した結果、現在流行している豚コレラウイルスに対し備蓄ワクチンの効果が期待できると考えられた。

(4) 海外からの侵入要因

各発生農場のウイルス侵入時期を推定した結果、最初にウイルスに感染した農場は、1 例目の発生農場と考えられる。

また、

- ① 1 例目の発生農場では、海外との接点は確認されなかったこと
- ② 岐阜市では、2018 年 7 月及び 8 月に、平年よりも多くの死亡イノシシが発見されており、これらのイノシシが感染していた可能性は否定できないこと
- ③ 輸入検査の受検は自己申告方式であるため、輸入検疫を受けずに持ち込まれた旅行者の手荷物や国際小包によりウイルスが侵入し、汚染された肉又は肉製品が不適切に廃棄され野生イノシシへ感染した可能性があること

から、「海外から直接 1 例目の発生農場にウイルスが侵入した可能性」よりも、「海外からイノシシ群にウイルスが侵入し、それが 1 例目の発生農場に伝播した可能性」の方が高いと考えられる。

なお、

- ① 2018 年 9 月時点で感染イノシシが確認されていたのは岐阜市と各務原市だけであったこと
- ② 岐阜市や各務原市の周辺でも検査が行われていたものの当初は感染イノシシが確認されなかったこと

から、野生イノシシの感染は、岐阜市や各務原市付近で最初に起こり、その後周辺に拡大した可能性が高いと考えられる。

(5) 発生農場及び豚舎への侵入要因

各発生事例について、農場及び豚舎への推定侵入ルートとして、比較的可能性が高いものは、別表のとおり。

農場へ侵入したウイルスの由来については、28 例中のほとんどの事例で感染野生イノシシ由来のウイルスであると考えられる。一方、各事例の感染時期や遺伝子検査の結果等から、愛知県田原市の 5 例（9 例目、14 例目、16 例目、21 例目及び 23 例目）では、近隣の発生農場由来のウイルスと考えられる。このうち、9 例目と 16 例目については、いずれかが他方から感染した可能性が考えられるが、先に感染したと考えられる農場が感染したと考えられる時期には、近隣に野生イノシシの感染や他の発生農場は認められておらず、比較的離れた地域からウイルスが運ばれた可能性が考えられる。また、愛知県瀬戸市の 3 例（15 例目、19 例目及び 22 例目）では、周辺に感染イノシシも存在したため、どちらのウイルスの可能性もあると考えられる。

3 提言

野生イノシシでの感染確認が継続している現状において、2（5）に記載した、農場及び豚舎内への豚コレラウイルスの推定侵入ルートを遮断するためには、以下の対策を確実に実行することが重要。

① 毎日の健康観察と早期通報・相談

発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の豚コレラを疑う症状が認められた場合には、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報する必要。その際、抗生物質による治療等により、いたずらに豚コレラの発見が遅れることがないように、豚コレラの症状や疫学に関する情報の把握に努める必要。

② 野生動物対策

野生イノシシの農場への侵入を防止するため、防護柵の設置、防護柵周囲への消石灰の散布等を徹底する必要。また、豚舎内のネズミの駆除や豚舎の開口部への防鳥ネットの設置等の、豚舎内への野生動物侵入防止対策を行う必要。なお、設置した防護柵や防鳥ネットは定期的に点検し、破損があった場合は速やかに補修する必要。

③ 適切な洗浄・消毒の履行

農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒、出入りする車両の洗浄・消毒を徹底する必要。手押し車等の器具類を豚舎外から持ち込む場合には、洗浄、消毒を徹底し、豚房の中には入れない等の対策が必要。また、豚舎ごとの長靴や手袋の使用、手指の洗浄・消毒を徹底する必要。

④ 農場内での豚の移動時の対策

豚舎間や農場間で豚を移動させる場合、消毒可能な移動用のケージを使用する等により、直接地面を歩かせることは避け、やむを得ない

場合には、事前に通路を十分に洗浄・消毒する必要。

⑤ 適切な飼料の給与

特に感染イノシシが確認されている地域においては、イノシシが接触している可能性のある飼料を供さないよう留意すべき。

⑥ 感染リスクがある地域の農場から豚を出荷する場合の対策の徹底

感染イノシシの生息している地域に所在する等、一定の感染リスクがあると認められる農場については、他の農場への豚の出荷に際し事前に検査を実施する等、予防的な対策を実施する必要。

⑦ 適切な水の使用

感染野生イノシシが確認されている地域では、表層水（沢水や川の水等）の飲水や豚舎等の洗浄用水としての使用は避け、やむを得ず使用する場合、消毒の実施と消毒薬の濃度等の管理を徹底する必要。

4 今後の対応

次回の疫学調査結果のとりまとめに向けて、29 例目以降の発生事例について検討するとともに、次の点について実施する必要がある。

- ① 各発生農場への侵入時期をより適切に推定するとともに、野生イノシシにおける感染状況を適切に評価するため、感染豚や感染野生イノシシにおけるウイルスの体内動態や免疫応答について検証を進める。
- ② 各発生農場由来のウイルス株や野生イノシシ由来のウイルス株の遺伝子解析等を実施し、発生農場間の関連性や野生イノシシ感染事例との関連性の有無について検証を進める。
- ③ 豚コレラ発生のリスク要因と防御要因を明らかにするため、発生農場で実施されていた衛生対策と非発生農場で実施されていた衛生対策の違い等について検証を進める。
- ④ 豚舎内外での野生動物の動態調査や豚コレラウイルス遺伝子検出調査等を行うことにより、野生動物による豚コレラウイルスの伝播リスクについて検証を進める。

以上

各発生事例の農場及び豚舎への豚コレラウイルスの推定侵入要因ルート

発生例	県名	市町名	農場から直近の感染野生イノシシ確認地点までの距離 ※1	発生日	推定ウイルス侵入時期	農場内への推定侵入ルート※2	豚舎内への推定侵入ルート※2
1例目	岐阜県	岐阜市	－	2018年9月9日	2018年 7月上旬～8月上旬	・感染野生イノシシからの伝播 ・感染野生イノシシ由来ウイルスの人、車両、野生動物を介した伝播	・感染野生イノシシからの直接伝播 ・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
2例目	岐阜県	岐阜市	0.18 km	2018年11月16日	2018年 9月上旬～9月下旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの人、重機、野生動物を介した伝播	・人による持ち込み
3例目	岐阜県	美濃加茂市	4.81 km	2018年12月5日	2018年 10月中旬～11月中旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの野生動物を介した伝播	・野生動物による持ち込み
4例目	岐阜県	関市	4.98 km	2018年12月10日	2018年 10月下旬～11月下旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの人、野生動物、飼料(野菜)を介した伝播	・野生動物による持ち込み ・人による持ち込み ・飼料(野菜)による持ち込み
5例目	岐阜県	可児市	3.54 km	2018年12月15日	2018年 11月下旬～12月上旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの野生動物を介した伝播	・野生動物による持ち込み
6例目	岐阜県	関市	4.05 km	2018年12月25日	2018年 11月上旬～11月下旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの人や野生動物を介した伝播	・野生動物による持ち込み ・豚舎間の豚の移動時の持ち込み(母豚を歩かせての移動) ・人による持ち込み
7例目	岐阜県	各務原市	2.15 km	2019年1月29日	2018年12月下旬～ 2019年1月上旬	・感染野生イノシシ由来ウイルスの野生動物を介した伝播	・物(豚舎内外で利用する手押し車)による持ち込み ・野生動物による持ち込み
		本巣市	－	関連農場	7例目発生農場からの豚の導入日:2019年1月17日	・7例目発生農場からの豚の移動を介した伝播	・7例目発生農場からの豚の移動による持ち込み
8例目	愛知県	豊田市	32.78 km	2019年2月6日	2018年 12月上旬～12月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両、野生動物、人を介した伝播	・物(離乳豚の運搬用手押し車)による持ち込み ・人による持ち込み
		愛知県田原市、長野県宮田村、岐阜県恵那市、大阪府東大阪市、滋賀県近江八幡市	－	関連農場	8例目農場からの豚の導入日 愛知県田原市:2月2日 長野県宮田村:2月5日 岐阜県恵那市:2月3日 大阪府東大阪市:1月18日 滋賀県近江八幡市:1月31日	・8例目発生農場からの豚の移動を介した伝播	・8例目発生農場からの豚の移動による持ち込み
9例目	愛知県	田原市	77.28 km	2019年2月13日	2019年 1月中旬～2月上旬	・近隣発生農場由来のウイルスの野生動物や車両を介した伝播 ・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物や車両を介した伝播	・野生動物による持ち込み ・人による持ち込み
		養豚団地	－	関連農場	(団地内の農場で感染確認)	・9例目発生農場からの人、物、車両、野生動物を介した伝播	人、物又は野生動物による持ち込み
10例目	岐阜県	瑞浪市	10.36 km	2019年2月19日	2019年 1月中旬～1月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両又は野生動物を介した伝播	・豚舎間の豚の移動時の持ち込み

発生例	県名	市町名	農場から直近の感染野生イノシシ確認地点までの距離 ※1	発生日	推定ウイルス侵入時期	農場内への推定侵入ルート※2	豚舎内への推定侵入ルート※2
11例目	岐阜県	山県市	1.37 km	2019年3月7日	2019年 1月下旬～2月上旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物、沢水を介した伝播	・野生動物による持ち込み ・沢水による持ち込み
12例目	岐阜県	山県市	0.90 km	2019年3月23日	2019年 2月中旬～3月上旬	・感染野生イノシシからの伝播 ・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両又は野生動物を介した伝播	・野生動物による持ち込み
13例目	愛知県	瀬戸市	4.95 km	2019年3月27日	2019年 2月上旬～2月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
14例目	愛知県	田原市	73.13 km	2019年3月28日	2019年 3月上旬～3月中旬	・近隣発生農場由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
		養豚団地	－	関連農場	(団地内の農場で感染確認)	・14例目発生農場からの人、物、車両、野生動物を介した伝播	・人、物又は野生動物による持ち込み
15例目	愛知県	瀬戸市	4.80 km	2019年3月29日	2019年 3月中旬～3月下旬	・隣接発生農場由来のウイルスの野生動物や重機等を介した伝播 ・感染野生イノシシからの直接伝播 ・感染野生イノシシ由来のウイルスの人、車両等を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
16例目	愛知県	田原市	73.57 km	2019年3月29日	2019年 1月中旬～2月中旬	・近隣発生農場由来のウイルスの野生動物を介した伝播 ・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み ・豚舎間の豚の移動時の持ち込み(輸送用ケージの汚染)
17例目	岐阜県	美濃加茂市	1.93 km	2019年3月30日	2019年 2月上旬～2月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物や洗浄されずに給与された野草等を介した伝播	・手押し車による持ち込み ・野生動物による持ち込み ・豚舎間の豚の移動による持ち込み(母豚を歩かせての移動)
18例目	岐阜県	恵那市	1.83 km	2019年4月9日	2019年 2月上旬～2月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
19例目	愛知県	瀬戸市	5.06 km	2019年4月10日	2019年 3月上旬～3月下旬	・隣接発生農場由来のウイルスの野生動物を介した伝播 ・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・給餌車による持ち込み ・野生動物による持ち込み
20例目	岐阜県	恵那市	6.61 km	2019年4月17日	2019年 2月上旬～2月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両、野生動物、沢水を介した伝播	・野生動物による持ち込み ・沢水による持ち込み
21例目	愛知県	田原市	74.41 km	2019年4月21日	2019年 3月20日以降	・近隣発生農場由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み ・給餌車による持ち込み ・豚舎間の豚の移動による持ち込み(輸送用ケージの汚染)
		関連農場 (田原市)	－	関連農場	(殺処分前の検査では感染は確認されず)	－	－
22例目	愛知県	瀬戸市	4.61 km	2019年4月22日	2019年 3月下旬～4月上旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの野生動物を介した伝播 ・他の発生農場由来のウイルスの野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み
23例目	愛知県	田原市	73.17 km	2019年5月17日	2019年 3月下旬～4月中旬	・近隣発生農場由来のウイルスの車両又は野生動物を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み

発生例	県名	市町名	農場から直近の感染野生イノシシ確認地点までの距離 ※1	発生日	推定ウイルス侵入時期	農場内への推定侵入ルート※2	豚舎内への推定侵入ルート※2
		関連農場 (田原市)	—	関連農場	(殺処分前の検査では感染は確認されず)	—	—
24例目	岐阜県	山県市	0.19 km	2019年5月25日	2019年 4月上旬～4月下旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの給餌車、車両又は野生動物を介した伝播	・豚舎間の豚の移動による持ち込み(母豚を歩かせての移動) ・野生動物による持ち込み ・給餌車による持ち込み
25例目	岐阜県	山県市	2.80 km	2019年6月5日	2019年 5月上旬～5月中旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両又は野生動物を介した伝播	・野生動物による持ち込み
26例目	愛知県	田原市	70.58 km	2019年6月12日	2019年6月上旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの車両等を介した伝播 ・他の発生農場由来のウイルスの車両等を介した伝播	・人による持ち込み ・給餌車による持ち込み
27例目	岐阜県	関市	2.66 km	2019年6月23日	2019年 4月下旬～5月中旬	・感染野生イノシシ由来のウイルスの人、野生動物、豚の移動を介した伝播	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み ・豚舎間の豚の移動による持ち込み(豚を歩かせての移動)
28例目	愛知県	西尾市	36.69 km	2019年6月29日	2019年 5月中旬～6月上旬	・車両又は野生動物を介した伝播(ウイルスの遺伝子解析は未実施)	・人による持ち込み ・野生動物による持ち込み ・豚舎間や系列農場間の豚の移動による持ち込み(輸送用ケージの汚染)
		関連農場 (西尾市)	—	関連農場	(団地内の農場及び分場で感染確認)	・28例目発生農場からの人、物、車両、野生動物を介した伝播	・人、物、野生動物による持ち込み

※1 各発生事例毎に、発生が確認される14日前までに確認されていた感染イノシシ事例について解析。

1例目については、発生確認前に感染イノシシでの感染が確認された事実はないが、発生確認後の調査では、9月14日には発生農場から7.4km地点(岐阜市打越)、16日には発生農場から3.5km地点(岐阜市大洞)で感染イノシシが確認されている。

※2 他の侵入ルートも否定されないが、比較的可能性の高いルートを記載。

1 飼養衛生管理の徹底

これまでの発生事例による疫学調査によると、感染野生イノシシや近隣の発生農場に由来するウイルスが、人、車両、野生動物、給餌車及び豚の移動を介して農場内及び豚舎内に侵入した可能性が指摘されているところ。これを受けて、

- ①毎日の健康観察と早期通報・相談
 - ②野生動物の侵入防止対策の徹底
 - ③適切な洗浄・消毒
 - ④と畜場等の畜産関係施設での交差汚染防止対策の徹底
 - ⑤畜産資材を導入する場合の対策の徹底
- 等について改めて周知。

拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査時の確認状況

2019/7/31時点

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AD	AE	AF			
1. 人・車両等の出入り対策																																					
長靴の履き替えや洗浄が不十分			●				●	●		●		●			●	●			●	●		●		●	●		●		●	●		●		●			
作業服を着替え不十分、防護服・手袋未使用	●	●	●		●	●		●		●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●					●	●	●	●		●	●	●			
立入車両の消毒が不十分										●					●	●		●	●		●	●			●	●		●	●					●			
重機、一輪車等の消毒が不十分			●			●		●						●	●										●	●	●			●	●	●	●		●		
豚舎間を歩かせて飼養豚を移動		●	●			●	●			●					●		●			●							●		●	●	●	●	●		●		
2. 野生動物侵入防止対策																																					
野鳥の侵入			●	●					●											●		●	●				●	●									
野良猫の侵入、猫の飼養		●	●	●								●	●		●	●			●	●	●							●		●	●						
ネズミの侵入	●	●			●	●				●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●						●			●	●	●				

注：順不同であり発生順ではない

30 消 安 第 4654 号
平成 30 年 12 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準
の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。

岐阜県における豚コレラの発生については、発生の度に農場へ拡大豚コレラ疫学調査チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、今般、第 3 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会（以下「検討会」という。）を開催し、これまでの発生事例に関し判明した事実に関する詳細な分析と検討をいたしました。

その結果、これまでの発生事例において、①農場の衛生管理区域が適切に設定されておらず、衛生管理区域に立ち入る際の専用の長靴や防護服等が着用されていなかったこと、②野生動物等からの病原体の侵入防止のための措置が不十分であったこと、③死体の取扱が適切に行われていなかったこと、④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期の通報が行われていなかったこと等が確認されています。また、4 例目の事例では、いのしし飼養施設の飼養者が野生いのししの調査捕獲に携わっていたこと等、防疫対応に携わる方が病原体を拡散させる可能性についても指摘されています。

これらの指摘は、豚及びいのししの飼養者については、本年 8 月以降中国で発生が拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラの侵入防止のためにも、遵守が必須である項目です。同時に、今冬に入り、現在まで野鳥の糞便等から 3 例の低病原性鳥インフルエンザウイルスが見つかったことなど、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、鳥インフルエンザウイルスの養鶏農場への侵入を防止していくことも重要です。

豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるた

め、未然に防止することが何より大切です。また、発生を予防するためには、家畜及び家きんの所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要であることを再三にわたりお伝えしているところです。

農林水産省としても、本年8月、中国におけるアフリカ豚コレラの発生以降、野鳥において低病原性鳥インフルエンザが確認されていることや中国から持ち込まれた携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されるなどにより、家畜防疫官による口頭質問や検疫探知犬による探知活動といった携帯品検査の強化、靴底消毒の確実な実施等、家畜の伝染病の侵入防止対策の水際検疫を強化しているところですが、これらに加え、航空会社、船舶会社、C I Q、日本郵便株式会社等関係機関との連携、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、厨芥残渣の適切な処理の確認等の取組を改めて強化しているところです。

つきましては、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜及び家きんの伝染性疾病を発生させないよう、今一度、危機意識を共有するとともに、飼養衛生管理基準等の中で特に重要と考えられる下記項目について、その遵守を徹底するよう周知、指導等に遺漏無きよう御協力方よろしく願いいたします。

また、これまで都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査を実施していただいておりますが、岐阜県における豚コレラの発生と今回の検討会による指摘を踏まえ、豚等の飼養農場における飼養衛生管理を再徹底するため、別紙1に基づき、緊急的に立入検査等を実施していただきますようお願いいたします。

記

I 豚及びいのししの場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。ここにおいても、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とすること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。

また、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工受精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業等に従事した者についても、これと同様に扱うこと。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュ

ユの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などがないよう徹底して野生動物をおびき寄せないこと。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

- (1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。
- (2) 上記（1）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。
- (3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。
- (4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

※飼養衛生管理基準第3の10「処理済みの飼料の利用」

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

特に豚コレラについては、感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められているなか、実際の発生事例においては、農場や豚の衛生状態に応じて「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られることから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年10月31日農林水産大臣公表）第4の5に規定する検査を行うこと。

※飼養衛生管理基準第6の17「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の19「毎日の健康観察」

8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について

記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第 8 の 23 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

II 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第 2 「衛生管理区域の設定」

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

※飼養衛生管理基準第 3 の 6 「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

3 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。

また、家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第 3 の 4 「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第 3 の 8 「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第 5 の 15 「家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去 1 週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせな

いようにすること。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成 30 年 11 月 16 日付け 30 消安第 4082 号）の 1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第 3 の 7 「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野鳥で鳥インフルエンザが確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺にワイヤーメッシュの設置、家きん舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などはないようにして野生動物をおびき寄せないこと。また、家きんの死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第 4 「野生動物等からの病原体の侵入防止」

6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家きんの健康観察を入念に行うとともに、鳥インフルエンザ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

※飼養衛生管理基準第 6 の 18 「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第 6 の 20 「毎日の健康観察」

7 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第 8 の 23 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

以上

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（豚及びいのししの場合）

平成31年4月19日

はじめに

平成 22 年 4 月宮崎県での口蹄疫の発生により、我々は常に海外からの家畜の伝染性疾病の病原体の侵入の可能性があることを再認識しました。この教訓を踏まえ、我が国農場への病原体の侵入防止を図ることが何よりも重要であるとの考えに基づき、平成 23 年、飼養衛生管理基準の見直しを行いました。

家畜伝染病予防法第 12 条 3 項に規定されている飼養衛生管理基準は、家畜の所有者に最低限守っていただくべき衛生管理の方法として取りまとめたものですが、その飼養衛生管理基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場毎に異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

本手引きは、飼養衛生管理基準の項目毎に、その趣旨と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行えるよう作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、発生予防に万全を期すことを期待します。

平成 31 年 4 月 19 日

【目次】

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等・・・・・・・・・・・・・1

II 衛生管理区域の設定

- 2 衛生管理区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

- 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・・・・・・・・・・・・・5
- 4 衛生管理区域に立ち入る車輛の消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 7 他の畜産関係者施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置18
- 8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・・19
- 9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・・・・・・・・・・・・・20
- 10 処理済みの飼料の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

IV 野生動物等からの病原体の侵入防止

- 11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止・・・・・・・・・・23
- 12 飲用に適した水の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 13 家畜の死体の保管場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

- 14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 15 空舎又は空房の清掃及び消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 16 密飼いの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

- 17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止・・・・・・・・・・31
- 18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止・・・・・・・・・・・・・33
- 19 毎日の健康観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

20 家畜を導入する際健康観察等	36
21 家畜の出荷又は移動時健康観察	37
VII 埋却等の準備	
22 埋却等の準備	38
VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	39
IX 大規模所有者に関する追加措置	
24 獣医師等の健康管理指導	41
25 通報ルールの作成	42

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き (豚及びいのししの場合)

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等

自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

1. 本項目の趣旨

家畜の所有者が自ら、家畜防疫に関する最新情報の把握等を積極的に行い、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。また、家畜の所有者が家畜保健衛生所の指導に従うこと、同所が行う検査に協力することが規定されています。

2. 違反の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の3点が満たされていることを確認することが必要です。

(1) 家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと

- ① 特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新の豚コレラ等の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者に周知することとされています。

このように提供された情報について、家畜の所有者が必ず確認しているか、家畜の所有者に聞き取りを行うことが必要です。家畜保健衛生所から提供される情報について、受け取りを拒否したり、一切確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

- ② また、家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うことが必要です。飼養衛生管理基準を遵守している家畜の所有者に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもっ

て、不遵守とはなりません、

ア 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対し、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するように求める指導や

イ 他の家畜の所有者が所有する家畜への家畜の伝染性疾病のまん延を防止するために講ずる必要があるとして家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合には、不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧を行っていても違反とはなりません。このため、（１）①で不遵守が認められる場合には、本項目についても不遵守となります。家畜衛生への講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧は、家畜の伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用と考えられることから、積極的に実施するよう助言を行うことが望ましいと考えられます。

（３）関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること

① 家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生を予防及びまん延を防止するため、家畜伝染病予防法以外にも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等の家畜衛生の関係法令を遵守することが必要です。

関係法令に違反した場合には、それぞれの法律に基づき、罰則等が適用されることとなりますが、長年にわたって関係法令に違反するなど、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に支障を来すと認められる場合には、本項目の不遵守となります。

② また、家畜の所有者が、法第 5 条に基づく検査はもとより、豚コレラ等の発生時の発生状況確認検査や清浄性確認検査等、家畜保健衛生所が家畜の伝染性疾病の発生を予防及びまん延防止するために必要と認める検査を拒んだり、妨害したりした場合には、本項目の不遵守となります。

Ⅱ 衛生管理区域の設定

2 衛生管理区域の設定

自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

1. 本項目の趣旨

衛生管理区域は、農場内の家畜に直接触れる区域について、部外者の立入制限、出入口の消毒、衣服や靴の交換等の重点的な衛生管理を実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

2. 違反の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目に違反していないか確認するためには、以下の2点が満たされていることが必要です。

(1) 衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、

- ① 畜舎
- ② 家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全ての場所等）
- ③ 家畜に直接接触した者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲のすべてが網羅されていることが必要です。

確認に当たっては、マニュアル等が存在する場合であっても、そののみを確認するのみならず、家畜に直接接触する可能性がある作業員等の日常の作業導線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、従業員の生活居住区や公道といった施設を衛生管理区域の範囲に含めることは、それらの施設から衛生管理区域の出入りの度に消毒や衣服・靴の交換ができない限り、衛生管理区域に含めることはできません。

(2) 農場の作業員が自らの農場を衛生管理区域であることを明確に認識する方法で衛生管理区域外と区分されていること

区分に当たっては、通常は柵等により物理的に区分されていることが原則となりますが、物理的に区分することが困難な場合には、ロープや白線、プランター

その他の方法により、農場の作業員等家畜に直接触れる可能性のある者が、衛生管理区域であることを明確に認識できることが必要です。

区分が不明瞭な場合には、農場の作業員等が区分を明確に認識していることを確認し、認識されていなければ不遵守となります。

なお、豚や野生いのしし等で豚コレラ等の家畜の伝染性疾病が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、農場周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすることに加え、農場周囲における電柵、ワイヤーメッシュの設置や、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止することを推奨します。

Ⅲ 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

1. 本項目の趣旨

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。本項目においては、その具体的措置として、①必要のない者が家畜の所有者の許可なく立ち入ることがないように出入口の数を必要最小限とすること、②家畜の所有者は必要がない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口付近への看板の設置等により、そのことを不特定多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

2. 違反の判断基準

本項目に違反していないか確認するためには、以下の2点が満たされていることが必要です。

(1) 出入口の数が必要最小限であること

衛生管理区域が家畜の所有者及び従業員以外の者が明確に立入が制限されていることが認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入可能な状態であるにもかかわらず、立入が制限されていることが認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからと言って直ちに不遵守になるわ

けではありませんが、看板の設置等により立入りが制限されていることが家畜の所有者及び従業員以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への家畜の所有者及び従業員以外の立入りが制限されていること及び家畜の所有者の許可を得て立ち入る場合であっても許可無く家畜に接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言することが望ましいと考えられます。

(2) 観光牧場その他不特定多数かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合

不特定多数かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくことが必要です。

家畜防疫員の確認に当たっては、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入場車両の消毒、④入場者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要であり、各項目には以下の内容が記載されていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、または作成していても①～⑦が満たされていない場合は不遵守となります。

=====

(参考) 観光牧場等における病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則の作成について

1 病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定多数の者の立入の制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

2 規則の内容

(1) 衛生管理区域の設定

- ① 場内を衛生管理区域^{※1}とそれ以外の区域に分ける。
- ② 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な畜舎等家畜と接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区」という。）がある場合には、関係者以外立入り禁止の区域（ふれあいに供しない家畜の飼養エリア。以下「立入禁止区域」という）と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する家畜と立入禁止区域で飼養する家畜は明確に分ける。

※1 家畜を飼養する場所、畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

（２）入場者への協力依頼

- ① 口頭、場内放送、パンフレット、ホームページ等により、家畜の伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。
- ② 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施を依頼する旨を周知する。
- ③ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を制限する旨を周知する。
＊場内放送、パンフレット、ホームページ、看板等は複数の言語により行うことが望ましい。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ホームページ等により、家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、家畜とのふれあい体験時には、実施前に十分説明して、消毒への協力を求める。

（３）入場車両の消毒

- ① 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要としない。
- ② 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

（４）入場者の消毒

- ① 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、靴の消毒設備を設置する。
- ② 家畜と接触する前後に手指の消毒等を実施するための、手洗い設備又は手指の消毒を実施。

【記載例】

1 入場ゲートにおける措置

- ・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。
- ・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2 入場可能区域における措置

- ・靴の消毒、家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。
- ・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
1日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。
- ・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための柵を設置する。
- ・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。
- ・週〇回程度、噴霧式消毒器にて畜舎を消毒する。

3 立入禁止区域における措置

- ・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

(5) 家畜の健康観察の実施

- ① 定期的に診療、健康管理の指導等を受ける獣医師又は診療施設を確保する。
- ② 毎日、家畜の健康状態を確認する。具体的には、活力、食欲、排泄の状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状有無の確認であり、その際豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状を念頭において観察すること。
- ③ ふれあいで使用した家畜をふれあいに供しない群に戻す場合は、家畜の伝染病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにする。

【記載例】

- ・毎日、家畜の健康状態を確認する。
- ・ふれあいで使用した家畜は、1週間程度、他の家畜から隔離して飼養する。その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

(6) 異状確認時の通報ルールの作成

- ① 家畜の異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従業員に周知徹底する。

(周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示する等) 場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、かかりつけ獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておくこと。

② 家畜に異状がある場合は、かかりつけの獣医師又は診療施設に連絡する。

口蹄疫^{※2}、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ^{※3}を疑う場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

※2 口蹄疫を疑う症状

- a) 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- b) 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- c) 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※3 豚コレラ及びアフリカ豚コレラを疑う症状

- a) 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。
- b) 同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。
 - (1) 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - (2) 便秘、下痢
 - (3) 結膜炎
 - (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - (5) 削槽、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - (6) 流死産等の異状産の発生
 - (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- c) 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温

の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

d) 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

- ③ 近隣又は場内で家畜の伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

- ・家畜の異状を発見した者は、牧場長に連絡し、〇〇診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。
- ・口蹄疫又は豚コレラ等を疑う症状を発見した者は、直ちに〇〇県〇〇家畜保健衛生所（XXX-XXX-XXXX）及び牧場長に連絡するとともに、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。
- ・国内／県内／場内で家畜伝染病（口蹄疫、豚コレラ等）が発生している場合、家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、
第1段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）
衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。
第2段階：（周辺県で発生した場合）
放牧・畜舎見学を中止し、入場可能地域で家畜を飼養しない。
第3段階：（場内或いは県内で発生した場合）
衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを中止する。

（7）その他

その他に、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

- ・団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底等、家畜伝染病の発生予防のための措置への協力を依頼する。
- ・搾乳体験及び動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴

を確認し、過去1週以内に口蹄疫発生国から入国していた場合は、体験を自粛してもらう（お断りする）。

3 留意事項

- （1）衛生管理区域に入場する者の更衣・靴の履替え、海外渡航者及び他の畜産関係施設入場者の入場制限、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外で使用した衣服等の持込制限については、上記2（2）のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えない。
- （2）立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応する。
- （3）上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考慮して、各牧場に応じた規則を作成する。

4 衛生管理区域に立ち入る車輛の消毒

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く）。

1. 本項目の趣旨

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾患を持ち込むこと及び区域内の家畜の伝染性疾患の病原体を区域外に持ち出すことを防止するため、区域内を出入りする車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域を出入りする車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、出入りする際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をすることでも問題はありません。

2. 違反の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の出入口付近（車両が通行可能なものに限る。）に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出入口（車両が通行可能なものに限る。）において、同区域内を出入りする車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、幅は出入りする車両の長さの約2倍等の十分な長さ及び適切な量の散布が必要。）などそれぞれの地理的状況などに応じて適切な消毒可能と認められる消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い

使用されていることを確認することが必要です。寒冷地などにおいては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加など、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、出入りする車両に同等の効果を持つ消毒設備を携行させ、当該設備を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者に対し、携行した消毒設備による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

なお、家畜の所有者は、出入りする全ての車両が確実に消毒されるよう、出入口付近の消毒場所において、消毒を実施しなければならない旨や動力噴霧器の具体的な使用方法などを掲示することを必要に応じて実施することが望ましいと考えられます。特に、いったん車両から降りて消毒を実施する必要がある消毒設備の場合、このような掲示がなければ、車両で出入りする者が明確に認識できるよう掲示することを助言することが望ましいと考えられます。また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、洗車場で洗車後に来場するよう運転手に案内すること等の助言をすることが望ましいと考えられます。

(2) 同区域内を出入りする車両が(1)の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に入る車両が出入りの際に、家畜の所有者が設置した消毒設備又は携行した消毒設備を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者に対し、出入りの際の車両が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、衛生管理区域外から入場する車両の消毒の位置が衛生管理区域内に設置されている、衛生管理区域外の公道を通り再度衛生管理区域内に入る等により、消毒前の車両から衛生管理区域内の車両に汚れが伝播（交差汚染）するのを防止するよう、動線を確保すること、と畜場等への出荷により病原体を持ち込む可能性があることから、場外で車両を消毒し、一晩場外で置いてから場内に戻すなど確実な消毒の実施が必要です。

なお、衛生管理区域への入場者が記入すべき台帳への記録とともに、消毒実施の有無も記入するよう助言することが望ましいと考えられます。

5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒

衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。

1. 本項目の趣旨

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むこと及び区域内の家畜の伝染性疾病の病原体を区域外に持ち出すことを防止するため、区域内を立ち入る者について、出入りに当たって手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域を出入りする者のための消毒設備を設置すること、②出入りする者に当該設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をすることでも問題はありません。

2. 違反の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の出入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出入口において、同区域内を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況などに応じて適切な消毒可能と認められる消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聴き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地などにおいては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加など、消毒効果が担保されるよう努めることも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、出入りする者に同等の効果を持つ消毒設備を携行させ、当該設備を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設

備が設置されていない場合は、家畜の所有者に対し、携行した消毒設備による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、専用の手袋を着用すること及び専用の靴に履き替えることとしている場合には、消毒設備がない場合であっても問題はありません。

なお、衛生管理区域を出入りする従業員を含む全ての者が、的確に手指及び靴を消毒するよう、家畜の所有者は、それぞれの出入口付近において消毒が必要な旨や消毒設備の具体的な使用方法などを掲示することが望ましく、掲示がない場合には掲示を助言することが望ましいと考えられます。

また、消毒効果を十分に得るため、消毒の前に靴底の有機物を除去するよう指導することを推奨します。

(2) 同区域内を出入りする者が(1)の消毒設備を用いて、手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時実施していること。

区域内に立ち入る者が出入りの際に家畜の所有者が設置した消毒設備又は携行した消毒設備を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者に対し、出入りの際の消毒が確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

また、衛生管理区域への入場者が記入すべき台帳への記録とともに、消毒実施の有無も記入するよう助言することが望ましいと考えられます。なお、車両に乗った状態で区域内を出入りする者についても、区域内で車両から全く降車しないような特殊な事例を除き、区域内で降車する際に靴を履き替える又は出入口付近で靴の履き替えとともに運転席の足元を消毒する等の措置が併せて必要となります。

ただし、代替手法としての専用の手袋や靴が用意されている場合はそれが確実に利用されているか聞き取ることが必要です。

6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。

1. 本項目の趣旨

豚やいのししが飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾患を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は農場主や従業員も含め、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着（履き）替える必要（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することに代えることも可）があります。このため、農場主は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。また、衣服、長靴交換時の交差汚染を防止する措置を講じる必要があります。なお、車両で区域内に立ち入り、降車しない者は除きます。

2. 違反の判断基準

- （1）衛生区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家畜の所有者等に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家畜の所有者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。なお、衣服及び靴については、防護服やオーバーシューズなどの重ね着するもので問題はありません。

また、単純に着替え及び履き替えれば良いというものでは無く、区域内外での交差汚染を防ぐために、区域内外の境界付近において、着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなどしなければ不遵守となります。特に、飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、区域境界の着替え・履き替えの際に、区域内専用の足置きマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製が望ましい）を準備するとともに、乗降車用のステップやアクセル・ブレーキパッド、作業者の動線を消毒すること等により、交差汚染を防ぐ必要があります。

(2) 当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家畜の所有者等に対し、聞き取ることが必要です。

なお、畜舎ごとに専用の衣服及び靴を用意して着替え及び履き替える方法は、病原体の侵入防止の観点でより効果的です。特に、豚や野生いのしし等で豚コレラ等の家畜の伝染性疾病が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、衛生管理区域内の通路等が病原体で汚染されている可能性がありますので、通路の消毒とともに畜舎専用の衣服及び靴への着替え及び履き替えの励行を推奨します。

7 他の畜産関係者施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

1. 本項目の趣旨

同日に他の農場に立ち入った者や過去一週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に家畜の伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなり得ます。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者などの畜産関係者を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し専用の衣服及び靴への着替えなどの適切な防疫措置を講じれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕など、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

2. 違反の判断基準

（１）当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去一週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、必ずしも立ち入る必要が無いにも関わらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。と畜場や化製場から戻ってきた者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言することを推奨します。

（２）家畜の所有者に対し、当日の他の畜産関係施設等への立入りや過去一週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、家畜の所有者に対し確実に確認を行うよう助言することを推奨します。

また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言することが望ましいと考えられます。

8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要なもの以外の物品を畜舎に持ち込まないこと。

1. 本項目の趣旨

他の畜産関係施設で使用した物品等であって、家畜に直接触れるようなものを消毒などの措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、他の畜産関係施設から同区域内へ家畜の伝染性疾患を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるためには、

- ① 衛生管理区域に持ちこむ場合、事前に洗浄又は消毒を実施する
- ② 飼養管理に必要なものを管理区域に持ち込まない必要があります。

2. 違反の判断基準

- (1) 家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者が、保定用具や体温計など、他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって家畜に直接接触するもの（注射針、人工授精器具、耳標装着装置、保定用具や体温計など）を洗浄又は消毒していないことが明らかな場合には不遵守となります。なお、他の畜産関係施設とは家畜市場、と畜場等を含みます。このため、家畜の所有者に対し、家畜市場、と畜場など多くの農家が使用する施設において使用した物品等については必ず洗浄又は消毒をしているか聞き取り等により確認することが必要です。
- (2) また、洗浄・消毒が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を含め、洗浄又は消毒の具体的方法を確認することが必要です。
- (3) また、明らかに家畜の飼養管理に必要なもの以外の物品を畜舎に持ち込んだ場合には不遵守となります。

9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

1. 本項目の趣旨

海外で使用した衣服及び靴を消毒などの措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、同区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

- ① 過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所如何に関わらず、管理区域内にすべからず持ち込ませない
- ② やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する必要があります。

※ なお、4ヶ月という期間については、口蹄疫ウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

2. 違反の判断基準

- (1) 過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴であると認識し、やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄・消毒等を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。
- (2) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域内に持ち込まれる衣服及び靴について、過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言することが推奨されます。
- (3) また、やむをえず持ち込む場合に、事前に洗浄・消毒が適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を含め、洗浄又は消毒の具体的方法を確認することが必要です。

10 処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理が行われたものを用いること。

1. 本項目の趣旨

豚コレラ及びアフリカ豚コレラは、数ある家畜の伝染性疾病の中で、これらの疾病の原因ウイルスに汚染された豚肉等を通じて伝播するおそれのある代表的な家畜伝染病です。これは、豚やイノシシが雑食であることから、ウイルスに汚染した豚肉等が含まれた飼料を摂取することにより感染が成立するためです。このため、食品循環資源を原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。）とする飼料を用いる際であって、生肉を含む又は含む可能性がある場合には、使用する前にこれら原因ウイルスを不活化させる温度条件（「70℃以上で30分以上」又は「80℃以上で3分以上」）で加熱処理する必要があります。

また、適切な加熱処理が行われたことが確認できない肉・肉製品を含む可能性がある場合には、使用する前にこれら原因ウイルスを不活化させる温度条件で加熱処理することが必要なので、現在、肉・肉製品を含む可能性がある食品循環資源を原材料とする飼料を用いている場合は、適切な加熱処理を行う必要があります。

2. 違反の判断基準

- （1）原料に生肉を含む又は含む可能性がある飼料を与える場合、適切な加熱処理が行われなければ不遵守となります。
- （2）このため、家畜の所有者に、食品循環資源を利用しているか否かを確認し、利用している場合には、その収集方法及び導入元、動物由来品（牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚及び魚製品は除く。）が含まれている又は含まれている可能性があるか確認することが必要です。
- （3）上記（2）において動物由来品が含まれている可能性がある場合は、
 - ① 導入元の飼料の製造者及び食品循環資源の供給業者等において、動物由来品を含む飼料又は原料となる食品循環資源が、原因ウイルスを不活化させる温度条件（「70℃以上で30分以上」又は「80℃以上で3分以上」）で加熱処理が実施されているかどうかを家畜の所有者が確認していることを確認すること又は

- ② 農場において原因ウイルスを不活化させる温度条件（「70℃以上で 30 分以上」又は「80 度以上で 3 分間以上」）で加熱処理を行っていることを実際の加熱処理の確認又は家畜の所有者への聞き取りや記録により確認する必要があります。

なお、農場において加熱処理する場合は、未処理の原料との分別保管を実施するとともに、確実に加熱処理がされていたかどうかについて後日確認が必要となる場合に備えて、計測した記録について保管することを推奨します。

Ⅳ 野生動物等からの病原体の侵入防止

11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の混入の防止野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

1. 本項目の趣旨

飼養豚が畜舎内などで摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾病の原因ウイルスに汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飲用水や飼料が野生動物を媒介してウイルスに汚染されることを防ぐため、

- ① 飼料については、貯蔵・給仕場所などにネズミ、野鳥が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合に清掃する
- ② 飲用水については、水道水以外の井戸水などを利用する場合には、貯水施設に蓋を付けるなど異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップなどの給水設備を定期的に又は汚れがある場合に清掃する必要があります。

2. 違反の判断基準

- (1) 本項目を遵守しているかを確認するためには、畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所のすべてに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。

このため、家畜の所有者は、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられているか、タンクにふたがされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられていることを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備、給水設備及び飼料の保管場所の場合にあっては、ふた等がない場合であっても、野生動物が侵入する隙間がなければ問題はありますが、隙間の有無及び有る場合に十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

- (2) なお、野生動物等からの病原体の侵入を防止するためには、

- ① 畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、

- ② 農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュを設置することや畜舎の壁、窓等の破損の修繕や防鳥ネットの設置
- ③ 飼料タンク下や飼料輸送中のエサこぼし防止のための清掃消毒
- ④ 排せつ物保管場所の対策、資材保管場所の野生動物の侵入防止対策（屋内保管、ネットやブルーシート設置）の実施

等が推奨されます。

なお、電柵、ワイヤーメッシュ等の設置に当たっては、野生いのししの糞など環境中の病原体の機械的伝播等を防げるよう、可能な限り豚舎から遠い位置に設置することを推奨します。

12 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。

1. 本項目の趣旨

飼養豚に給与する飲用水が、家畜の伝染性疾病の原因ウイルスに汚染されている場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあるため、飲用に適した水を給与する必要があります。

このため、水道水以外である井戸水などの水源を利用する場合には、必要に応じた塩素消毒などの措置を講じる必要があります。

特に、沢水やため池などの開放的な環境下にある水源を利用する場合には、必ずや消毒措置を講じて飲用水として豚に給与する必要があります。

2. 違反の判断基準

飲用水の水源として、沢水やため池などの開放的な環境下にある水源を利用しているにも関わらず、消毒措置を講じていない場合、不遵守となります。開放的な環境下にある水源を利用している場合には、適切に消毒を実施していることを確認することが必要です。消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となりますので、家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名、希釈倍数と混和方法、消毒頻度と作用時間、凍結防止対策などを聞き取ることが必要です。ただし、水道水以外ではあるが、井戸水などで外部からの異物混入などのおそれがない水源の場合であって、水質検査の結果、消毒の必要がない水源である場合、この限りではありません。

13 家畜の死体の保管場所

家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

1. 本項目の趣旨

野生動物の農場内への侵入は、家畜の伝染性疾病の病原体が区域内に持ち込まれる、あるいは持ち出されるリスクになり得ます。農場内に保管する家畜の死体は野生動物を誘引する可能性があることから、野生動物が接触し、その死体が荒らさることなどが無いよう、処理するまでの間にシートで被覆する、蓋付きの専用容器に入れるなどの適切な措置を講じる必要があります。

2. 違反の判断基準

農場内で豚及びいのししの死体を保管している場合であって、豚の死体を処理するまでの間、不透水性のシートで覆う、蓋のついた容器に入れる等の野生動物に食害されないような適切な措置を講じていない場合、不遵守となります。

このため、農場内に死体の保管場所があるか、死体の処理方法及び保管方法を確認した上で、具体的な野生動物の侵入防止対策を確認する必要があります。確認に当たっては、隙間や破損箇所がないかも十分に確認することが必要です。

また、家畜の死体を農場内で焼却したり埋却することについては、他の関係法令に違反していないか確認することが推奨されます。

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

1. 本項目の趣旨

衛生管理区域内の衛生状態を保つためには、畜舎内をはじめとする衛生管理区域内で使用する施設及び器具を定期的に清掃又は消毒する必要があります。また、豚房内で使用する注射針にあつては少なくとも豚房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては1頭ごとに交換又は消毒を実施する必要があります。

なお、消毒の対象としては、紙などの消毒に適さないものを除く畜舎内で使用する全てのものを指します。

2. 違反の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の2点を満たしていることを確認する必要があります。

(1) 衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っていること

定期的に清掃又は消毒をしていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者に対して、清掃又は消毒のいずれを行っているか、その頻度、消毒の場合に当たっては、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、器具については、畜舎内で使用するすべてのものが対象となっているか併せて確認する必要があります。また、頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

また、衛生管理区域内の下草及び廃棄物の除去を行い、ネズミ等が住み着くのを防ぐことを推奨します。

なお、豚舎間の移動の際、衛生管理区域内の敷地や衛生管理区域外の公道等を歩かせる場合が見受けられます。豚や野生いのしし等で豚コレラ等の家畜の伝染性疾患が確認されている地域など、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性があることから、豚の豚舎間の移動の際には、専用のケージに入れて移送することを推奨します。これが困難な場合、

地面を直接歩かせることは避け、感染リスクを低減させるため、専用ケージによる移動や、移動ルートに消石灰を十分に散布する等の消毒を推奨します。

また、飼料を一輪車で運ぶ際に一部衛生管理区域外（公道）を通る場合、一輪車の車輪（衛生管理区域入口及び畜舎入口）を消毒することを推奨します。

（２）注射針、人工授精その他家畜の体液が付着する物品を使用する場合、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒を実施していない場合、不遵守となります。なお、これら物品については、農場関係者ではない人工授精師や管理獣医師などが使用する場合であっても、交換又は消毒を実施していなければ、不遵守になります。消毒が行われている場合には、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、家畜の体液が付着する物品がすべて対象となっているか併せて確認する必要があります。

15 空舎又は空房の清掃及び消毒

家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

1. 本項目の趣旨

家畜の出荷などにより畜舎全体や畜房単位で空になるタイミングは、畜舎全体や豚房全体を洗浄・消毒する絶好の機会です。このため、このタイミングを捉まえて、畜舎内の衛生状態を保つために清掃及び消毒する必要があります。

養豚農家における豚の出入りを鑑みた場合、豚舎全体で空舎となることは少ないと想定されるものの、豚房単位で空になる機会はあると想定されることから、豚房単位での清掃及び消毒でも問題はありません。

※ 豚房とは、豚舎内の一部を柵などで囲った収容空間のことを指します。

2. 違反の判断基準

豚房が空房（畜舎全体が空舎となるものも含む）のタイミングで清掃及び消毒を実施していない場合、不遵守となります。

家畜の所有者に対し、空房時のタイミングに必ず清掃及び消毒を実施しているか確認するとともに、清掃及び消毒の方法、使用する消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。

なお、おが粉豚舎においては、空房となったタイミングで適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることにより、消毒の実施とみなすことが可能です。また、隣接する豚房に豚が飼養された状況で動力噴霧器を用いた消毒が困難な場合については、糞等の汚れを除去しつつ、簡易な装置等を用いて消毒薬の散布を実施していることを確認する必要があります。

16 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1. 本項目の趣旨

豚を飼養する際、豚の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養してはいけません。豚にストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、豚の免疫力の低下を招きます。この結果、豚個体レベルでの感染防御レベルを低下させてしまい、家畜の伝染性疾病の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、豚の健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理する必要があります。なお、飼養密度の目安としては、畜産技術協会が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」に規定されている、0.8 m²/頭（肥育豚）、1.2 m²/頭（繁殖豚）を参考としてください。

2. 違反の判断基準

飼養される品種（系統）等によっても変動しますが、豚房内の全ての豚が同時に休息できない、大型の妊娠豚は寝起きが不十分で枠に腹部を圧迫される等、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

飼養される豚の品種（系統）や体重、豚舎の構造、換気の状態、飼育方式や豚をよく観察し、飼養スペースが適当であるか、飼養頭数及び畜舎の面積により判断することが必要です。

VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜衛生保健所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

1. 本項目の趣旨

家畜の伝染性疾病をコントロールする上で肝要な「発生予防対策」と「まん延防止対策」のうち、まずは飼養衛生管理基準の遵守により発生予防に努めることが第一であるものの、万一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、養豚農家による異状の確認と通報は一刻を争う重要な初動のポイントです。特に、口蹄疫及び豚コレラについては、家畜伝染病予防法第13条の2に基づき発見時に遅滞なく届出することが義務づけられている特定症状が定められています。家畜の所有者が特定症状を確認した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示無しに家畜及びその死体その他ウイルスをひろげるおそれがある物品を移動することのないよう適切な措置を講じる必要があります。

2. 違反の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、次の2点を満たしていることを確認する必要があります。

- (1) 飼養している豚が特定症状を呈しているにも関わらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。この場合、同時に法第13条の2の不遵守となります)

特定症状を呈している家畜がいた場合、本項目を遵守できるようにするためには、家畜の所有者は、豚及びいのししが感受性動物である口蹄疫、豚コレラについて、

- ① 平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であるかを十分に理解しておく
- ② 特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報する(そのための家畜保健衛生所の連絡先を把握する)

ことが必要です。

このため、家畜の所有者に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況に加え、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

- (2) 家畜保健衛生所からの指示無しに家畜及びその死体その他ウイルスをひろげるおそれがある物品を農場外に移動させた場合、不遵守となります。このため、家畜の所有者に対し、特定症状を呈している家畜を発見した場合には、家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わないこと、物品を衛生管理区域外に持ち出さないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。また、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

1. 本項目の趣旨

口蹄疫、豚コレラなどの特定症状が定められ、法に基づく届出（通報）義務が発生するもの以外の家畜の疾病についても、当然ながら「発生予防」と「まん延防止」に努める必要があります。このため、特定症状以外であって、これら疾病が疑われる死亡率の上昇や異状（食欲不振、嘔吐、消瘦、起立不能、流産など）が認められる家畜の数が増加する場合（畜舎内温度管理の不備など管理失宜など家畜の伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く）、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何に因るものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場からの豚の移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

さらに特定症状以外であって、これら疾病が疑われる死亡率の上昇や異状（食欲不振、嘔吐、消瘦、起立不能、流産など）が認められる家畜の数が増加する場合でない場合であっても、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めることが必要です。

2. 違反の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の4点を満たしていることが必要です。また、（１）～（４）について、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

(1) その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること。

特定症状ではないものの、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録等を確認することが必要です。

(2) (1) の場合、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。

当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの家畜の出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、出荷及び移動してはならないことを理解しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録及び出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

(3) 当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

(4) (1) 以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

(1) 以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めない場合は不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、(1) 以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

19 毎日の健康観察

毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

1. 本項目の趣旨

豚の所有者が、自ら飼養している豚の健康状態を毎日観察することは、飼養豚の健康状態が普段と違うことに迅速に気づくためにも非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、豚の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認する必要があります。万一、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、管理獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報などを講じる必要があります。

2. 違反の判断基準

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を実施しているか聞き取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録を確認することが必要です。

20 家畜を導入する際の健康観察等

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

1. 本項目の趣旨

農場外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないためには、健康な家畜を導入することが不可欠であり、導入元農場等における発生状況を確認することが必要ですが、家畜市場などから家畜を導入する場合であって導入元農場等における疾病の発生状況が確認できない場合には、農場へ導入する家畜の健康状態をよく確認する必要があります。また、家畜の健康状態を確認する間、農場で飼育している他の家畜との接触を避けることが必要です。

また、導入する家畜のみならず、預託先、公共牧野、共進会などから家畜が戻った場合についても同様な対応が必要です。

2. 不遵守の判断基準

- (1) 導入する家畜が健康であるか何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。
家畜の導入記録を確認し、健康確認が行われているかを確認するとともに、家畜の所有者に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいと考えられます。
- (2) また、異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家畜の隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家畜と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、具体的な改善方法を助言することが望ましいと考えられます。

21 家畜の出荷又は移動時の健康観察

家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

1. 本項目の趣旨

家畜を出荷又は移動する場合、家畜を介して導入先の農場等へ病原体を広げる可能性があります。このため、家畜の出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認し異状が認められないことを確認することが必要です。

また、家畜の死体又は排せつ物を移動させるときに病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家畜の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講じる必要があります。

2. 不遵守の判断基準

- (1) 出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。このため、家畜の出荷又は移動の記録を確認し、健康確認（活力、食欲、排泄の状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状有無の確認であり、その際豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状を念頭において観察すること）が行われているかを確認するとともに、家畜の所有者に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいと考えられます。
- (2) また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合に、漏出が生じないような措置をとっていない場合は不遵守となります。このため、家畜の所有者に対し、家畜の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが望ましいと考えられます。

VII 埋却等の準備

22 埋却等の準備

埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

1. 本項目の趣旨

家畜の伝染性疾患の病原体に濃厚に汚染されている患畜及び疑似患畜の死体は、一般的に薬剤による消毒を行うことでは病原体の散逸を防止することが困難であるため、法第21条に基づき、原則として焼却又は埋却することが求められています。

法においては、埋却地の確保は、一義的に飼養者が行うべきものとされています。都道府県、市町村、関係機関及び関係団体と連携しても埋却可能な土地がない場合・今回、飼養衛生管理基準に基づく内容を遵守していないと認められる場合には、家畜伝染病予防法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。それでも改善が認められない場合は勧告となる。は、焼却施設又は化製処理施設が利用可能か検討していただくことになります。焼却や化成処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打ち合わせや、周辺住民の承諾取り付けに向けた事前の話し合いが必要です。

2. 違反の判断基準

（1）埋却地を確保しておらず、かつ、焼却又は焼却若しくは化製のための準備措置が講じられていない場合は不遵守となります。

このため、埋却地、焼却又は化製を行う事業者や場所の事前確保が十分ではない場合は、防疫指針において、家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村、関係機関及び関係団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整等を行うとともに、移動方法及びルール決定並びに必要な応じ地域住民への説明等を行うこととされています。

このような措置を実施しても、家畜の所有者が協力しないなど、家畜の所有者の責に帰すべき理由により、翌年の立入り調査の際においても埋却地の確保等がされていない場合は不遵守となります。

Ⅷ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名
- (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

1. 本項目の趣旨

本項目は、疾病発生時に早期に感染ルートを特定するために必要な情報を記録し保管することを規定したものです。

2. 違反の判断基準

- (1) 記録を作成していない場合、1年間保存していない場合及び必要な情報が記録されていない場合には、不遵守となります。
- (2) このため、記録の保存状況を確認するとともに、家畜の所有者に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容には、立入日と、氏名、住所、所属その他の立ち入った者を特定するために必要な情報に加え、他の畜産関係施設に立ち入った者や過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国者の立ち入りの必要性を確認できるよう、立ち入りの目的を記載させることが必要です。

②家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録

記録の内

容には、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在記録に加え、渡航中の畜産関係施設等への立ち入りの有無が必要です。

③家畜の導入、出荷又は移動に関する記録

記録の内容には、種類、頭数（分娩して増えた頭数も含む）、健康状態、導入元又は移動先の農場等の名称が必要です。

④家畜の異状の有無の記録

記録の内容には、異状の有無、ある場合はその年月日、症状、頭数（死亡頭数を含む）、月齢が必要です。

Ⅸ 大規模所有者に関する追加措置

24 獣医師等の健康管理指導

大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

1. 本項目の趣旨

たとえ1頭でも防疫対策の必要性は変わりませんが、大規模農場については、飼養頭数が多いこともあり、家畜の伝染性疾病が発生した場合の影響が大きいため、早期発見及び通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っているかかりつけの獣医師もしくは診療施設を定めておく必要があります。

2. 違反の判断基準

- (1) 担当獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者に対し、担当獣医師名又は診療施設名を聞き取る必要があります。
- (2) また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。家畜の所有者に指導頻度を聞き取る必要があります。なお、指導頻度が著しく定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

25 通報ルールの作成

大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

1. 本項目の趣旨

過去の事例において、発生が疑われる症状が確認されたにもかかわらず、社内での連絡を優先し、家畜保健衛生所への通報が遅れた大規模農場があったことから、従業員が特定症状を発見した場合であっても、法13条の2に基づく特定症状発見時の獣医師又は家畜の所有者等の届出義務と同様、当該従業員が家畜の所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく、迅速に家畜保健衛生所に通報することをルール化するように規定されたものです。

2. 違反の判断基準

（1）次の①及び②について実施していなければ、不遵守となります。

- ① 従業員が、飼養家畜が特定症状を呈していることを発見した場合、家畜の所有者等の許可を待たずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを内容とするルールが作成されていること

家畜の所有者に対し、通報を定めていることを聞き取り等により確認し、その内容が家畜の所有者等の許可を待たずに直ちに通報することを内容としていることを確認することが必要です。

- ② 通報ルール及び家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報が全従業員に周知徹底されていること

家畜の所有者に対し、農場マニュアル、貼紙等その周知の具体的手法を聞き取り、現物を確認することが必要です。また、従業員に対し、通報ルール等を認識しているか聞き取りを行うことも有効と考えられます